

## 届出書の提出について

### 1. 届出書類(正副2部)

- ・ 景観計画区域内行為届出書 (様式第2号)
- ・ 添付図書 (詳細別紙)

### 2. 届出の期限

森町景観条例施行規則「別表」に規定する届出日までに建設課へ提出する。

- ① 建築基準法・都市計画法の手續を要する場合は申請等の30日前まで
- ② 上記①によらない場合 (外観の変更等、上記申請等が必要ない行為) は、行為着手の30日前まで

### 3. 変更の届出

届出内容に変更が生じた場合、変更に係る添付図書を添えて、「景観計画区域内行為変更届出書 (様式第3号)」により、あらかじめ届出を行う。

### 4. 完了の届出

届け出た行為が完了した場合、「景観計画区域行為完了届出書 (様式第4号)」に行為が完了したことを示す写真を添付し、遅滞なく届出を行う。

### 5. 届出手続の流れ

#### ◆事前相談 <届出者>

行為の届出後に内容を変更する必要がある場合、調整が困難となることも予想されますので、できる限り構想・計画の早い段階でご相談ください。

#### ◆届出 (景観法第16条) <届出者>

事前相談の内容を基に届出書類を作成し、森町景観条例施行規則別表に掲げる届出日までに、正副2部を建設課へ提出します。

#### ◆審査等

届出書の内容が森町景観計画に規定する景観形成基準に適合しているか否かを審査します。適合している場合、適合通知を交付します。

#### ◆建築確認申請等、他法令の手續 <届出者>

#### ◆行為の着手 <届出者>

届出から30日経過後に着手することができます。(景観法第18条)

※ 根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は着手に含みません。  
(景観法施行令第12条)

#### ◆完了の届出 (森町景観条例第13条) <届出者>

届出に係る行為が完了したときは、当該行為が完了したことを示す写真とともに完了届出書を建設課へ提出します。

